

令和7年第5回辰野町議会定例会会議録（22日目）

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 開会年月日 令和7年6月16日 午前10時00分
3. 議員総数 14名
4. 出席議員数 14名
 - 1番 樋口博美
 - 2番 林政美
 - 3番 牛丸圭也
 - 4番 吉澤光雄
 - 5番 古村幹夫
 - 6番 松澤千代子
 - 7番 栗林俊彦
 - 8番 高木智香
 - 9番 小澤睦美
 - 10番 本田光陽
 - 11番 向山光
 - 12番 小林テル子
 - 13番 津谷彰
 - 14番 舟橋秀仁

5. 会議事項

- 日程第1 議案第11号 辰野町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第12号 辰野町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第13号 令和7年度辰野町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第4 請願・陳情についての委員長報告
- 日程第5 追加提出議案の審議について
 - 議案第15号 令和7年度辰野町一般会計補正予算（第2号）
 - 議案第16号 令和7年度通学路緊急対策交通安全事業町道8号線工事請負契約について
 - 議案第17号 財産の取得について
- 日程第6 議員提出議案の審議について
 - 発議第1号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書の提出について
 - 発議第2号 米不足解消・価格安定への対策強化を求める意見書の提出について
- 日程第7 陳情第7号の継続審査について

日程第 8 議会閉会中の委員会の継続審査について

日程第 9 議員派遣について

6. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	武居保男	副町長	山田勝己
教育長	宮澤和徳	総務課長	三浦秀治
まちづくり政策課長	高津稔	DX・地方創生担当課長	赤羽謙一
住民税務課長	桑原高広	保健福祉課長	矢島秀教
子育て応援課長	高倉健一郎	産業振興課長	丸山貴之
商工観光担当課長	菅沼隆之	建設水道課長	熊谷健司
会計管理者	上島淑恵	学校支援課長	竹村智博
学びの支援課長	福島永	辰野病院事務長	桑原さゆり

7. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長	菅沼由紀
議会事務局庶務係長	原梢

8. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第 3 番	牛丸圭也
議席 第 4 番	吉澤光雄

9. 会議の顛末

○議会事務局長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議長

皆さんおはようございます。昨日まではほたる祭り、そして昨日の発足 70 周年記念式典と、皆様大変お疲れ様でございました。職員の皆様におかれましては、準備段階から含めまして、長期間ご尽力いただき大いに盛り上がる事ができたと思います。改めてここに御礼申し上げます。それでは定足数に達しておりますので、令和 7 年第 5 回定例会第 22 日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。これより日程に基づく会議に入ります。日程第 1、議案第 11 号、辰野町営住宅管理条例の一部を改正する条例について、日程第 2、議案第 12 号、辰野町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、以上 2 件を一括議題といたします。総務産業常任委員会に

における審査結果を総務産業常任委員長、小林テル子議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員長（小林）

令和7年6月定例会、条例審査報告をいたします。本定例会初日、総務産業常任委員会に付託されました議案第11号、12号の審査結果を報告いたします。6月9日、総務産業常任委員会室において、委員全員出席で担当課職員に内容説明を求め、審査を行いました。議案第11号、辰野町営住宅管理条例の一部を改正する条例については、老朽化して入居不可な町営住宅の除去及び法令等の引用関係を整理するため、辰野町営住宅管理条例の一部を改正するものとの説明を受けました。主な質疑は、「朝日団地・久保田団地の記載を削除するとの説明でしたが、両団地には現在住んでいる人がいないのか」の問いに、「現在は住んではない」との答弁でした。「今回解体する物件より古い建設年度、昭和26年の住宅があるが、この住宅の居住はどうなっているのか」の問いに、「現在住んでいる方がいて相談はしているが、強制的に移動は難しい」との答弁でした。「解体にあたってアスベスト処理はあるのか」の問いには「ある」との答弁でした。採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。議案第12号、辰野町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例については、辰野町水道事業経営許可の変更に伴い、辰野町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正するもの。現在使用している水源が十分な水量が得られなくなり、新たな水源を作っていくための変更であると説明を受けました。主な質疑は「給水区域の計画給水人口1万6,800人のとらえ方には、令和2年に統合した部分は含まれるのか」の問いに「統合した部分は含まない」との答弁でした。「水源の変更はいつごろを予定しているのか」の問いに「認可変更申請を令和7年度に行い、令和8年度以降を予定している」との答弁でした。採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。以上、委員長報告とします。

○議 長

委員長報告に対する質疑、討論を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。始めに議案第11号、辰野町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。この採決は起立により行います。本件については地方自治法第244条2第2項及び議会の議決に付すべき公の施設の利用及び

廃止に関する条例第3条の規定により、出席議員数の3分の2以上の同意を必要とする特別多数議決であります。ただいまの出席議員数は14名であり、その3分の2は10名であります。なおこの特別多数議決には私、議長も評決権を行使することとされておりますのでご了承願います。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(起立 14名)

○議長

お座りください。全員起立です。ただいまの起立者数は3分の2以上であり所定数に達しております。よって議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。次に議案第12号、辰野町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。日程第3、議案第13号、令和7年度辰野町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第13号、令和7年度辰野町一般会計補正予算(第1号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって議案第13号、令和7年度辰野町一般会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。日程第4、請願・陳情についての委員長報告を議題といたします。本定例会初日に総務産業常任委員会へ付託となりました、陳情第5号、消費税率5%以下への引き下げを求める陳情書について、総務産業常任委員会における審査結果を総務産業常任委員長、小林テル子議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長(小林)

令和7年6月定例会陳情についての審査報告をいたします。本定例会初日、総務産業常任委員会に付託されました陳情第5号についての審査結果を報告します。令和7年6月9日、総務産業常任委員会室において委員全員出席のもと、慎重に審査をいたしました。陳情第5号、消費税率5%以下へ引き下げを求める陳情書、陳情者は、上伊那民主商工会会長、鈴木正巳氏です。陳情趣旨は以下のようなものです。消費税が導入（1989年）よりされて以来36年、社会保障の充実を口実に10%まで引き上げられた。社会保障財源だと説明されてきたが、大企業、富裕層減税の穴埋めにされてきたのが実態で、その結果、大企業の税負担は大幅に軽減され内部留保は550兆円を超えている。4月19、20日、FNN世論調査によれば、国民の68%が物価高騰対策として消費税減税を求めているという調査結果が出た。今、急激な円安や物価高騰が家計、事業経営を圧迫し、地域経済の停滞、悪化を招いている。物価高騰を抑制し、すべての国民に平等に恩恵が届き、事業者の事務負担も軽減する消費税率の5%以下への実施を強く求めるものです。賛成意見です。消費税は社会保障のための財源とされてきたが現実そうではない。物価高の中で家計や事業の経営を圧迫しているのは事実であるため。物価高で生活が厳しいの声が届いているので。消費税は下げて、その財源補填を大企業に負担してもらいたいとの思いがあるため。現在の物価高騰は低所得者への影響が大きい、消費税を下げることにより、そうした方々の負担を軽減できるのでは。消費税廃止は難しいが5%に下げることにより個人消費を上げることができるのでは。以上。反対意見、消費税は社会保障費と言われて使われてきている。10兆円もあり下げることによって収入減となれば、公共投資に使えなくなる。社会に与える影響は大きい。消費税を下げることの消費拡大効果はあると考える。景気対策にはなると思われるが、提案趣旨の断定的な表現には抵抗がある。もっと様々な角度から検討する必要があると考えるため。消費税の見直しの必要性はあると考えているが、5%以下と明記した提案については同意できない部分がある。以上。採決の結果、採択すべき3、不採択とすべき3となり、委員長裁決により不採択とすべきと決しました。以上、委員長報告とします。

○議長

ただ今の委員長報告に対し質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。討論を行います。はじめに委員長報告に反対者の発言を許可します。

○吉澤（4番）

陳情不採択の委員長報告に反対し、陳情採択すべきとの立場から意見を述べます。物価高に苦しむ国民の声が、消費税減税を熱い政治課題に押し上げています。国民の7割が何らかの形での消費税減税を求めています。私は消費税の廃止を目指すべきだと考えますが、まず5%に減税することに賛成するものです。その第1の理由は、消費税が所得の低い人や中小企業により重い負担を強いる悪税だからです。生計費には課税しない。負担能力に応じて課税することは、近代税制の基本です。ところが消費税は、所得税や住民税非課税の方また子ども、寝たきりのお年寄りまで課税します。赤字の事業所にも売り上げがある以上、課税されます。それも大金持ちや大企業と同じ税率で課税される。弱いものいじめの税です。福祉国家を目指す以上、廃止を目指すべきだと考えます。第2の理由は物価高対策、景気回復に最も効果が高いと考えるからです。税率5%への減税は、1世帯平均年12万円の減税になります。何でも減税、みんなが減税、弱者や赤字の中小企業ほど効果が高く消費を促します。だから多くの方が減税を求めているのだと思います。失われた30年と言われるように、日本は長年経済が停滞してきました。この低成長ぶりは先進諸国の中でも際立っています。国内消費の半分以上が国民の消費です。消費税の引き下げは、消費を促し景気を良くする道だと考えます。第3の理由は、税制のゆがみを正せば消費税減税の財源が作れるからです。自民党政治は、消費税増税と同時に法人税の減税を繰り返してきました。法人税の実質負担率は中小企業が平均18.5%ですが、資本金330億円以上の大企業の負担率は、その半分の10%です。そして、大企業への減税額は年11兆円にも達しています。所得税の最高税率も引き下げられてきました。現在、所得100億円を超える超富裕層の方の所得税の実質負担率は平均16%ですが、これは年所得330万円を超え、695万以下の国民の所得税率20%よりも低い率になっています。大企業大金持ちほど減税し軽い税負担にしてきたのです。この税制のゆがみを正すべきです。ゆがみを正せば5%減税に必要な財源、年15兆円は確保できると考えます。消費税は社会保障の財源だと主張する方がいますが、消費税は使い道が定められた目的税ではありません。これまで消費税は累計で539兆円集められてきましたが、同じ時期に法人3税と所得住民税収は累計で606兆円減収となりました。つまり消費税は、所得税、法人税の減

収の穴埋め、大企業や大企業大金持ちの減税に充てられてきた形です。社会保障の財源だった所得税や法人税が、大企業、金持ち減税のために消費税に置き換えられただけであります。これを元に戻せば消費税引き下げと社会保障の充実は両立できると考えます。以上により、陳情の採択を求め討論とします。

○議長

次に、委員長報告に賛成者の発言を許可します。

○林（2番）

この陳情に対して、不採択、そして委員長報告に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。この陳情書では、物価高騰を抑制し、すべての国民に平等に恩恵が届き、事業者の事務負担を軽減するとの理由から、消費税率の5%以下への引き下げの実施を求めています。まず消費税は、消費に対して広く公平に課税する間接税です。消費税での税収は社会保障費の財源としても重要な役割を果たしています。高齢化が進む日本では、年金や医療、介護などの財源を確保するため、消費税が不可欠と言わざるを得ません。消費税の必要性は、安定した税収の確保と社会保障の財源維持にあります。消費税を5%以下にした場合、代替財源はどうするのか。この対策として足りない分は新たに通貨を発行し、財源とするというようなことも考えられますが、5%以下と示した以上、引き下げた場合の代替案を示す必要があると思います。また相対的に消費税の減税が、消費の拡大につながるとは一概には言えません。陳情書でいう消費税の減税が、物価高騰の抑制に繋がるものかも疑問であります。現状は、この物価の高騰対策を第一に考えるべきではないでしょうか。日本の税収の約30%以上を占めている消費税が失われますと、財源が不足し持続的な社会保障制度の運営が困難になるかもしれません。代替財源として、所得税や法人税を引き上げる方法も考えられますが、これには強い反対が予想されます。また、経済の不安定化も懸念され、企業の投資意欲の低下、雇用の減少、消費者の手取りが減少するなどの状況も起こりかねず、別な形で経済の不安定化を招くリスクもあると考えられます。消費税は3%から5%そして10%と税率が変わってきました。この経過を見ても、消費税の役割や必要性は、段階的に変わってきたものと思うのであります。拙速に5%以下への引き下げとせず、段階的な検討も必要かと考えます。消費税減税をしない理由は、主に財政状況の悪化、社会保障財源の確保、そして減税の恒久化や、逆進性といった問題点が挙げられています。これらの理由から、消費税減税は慎重に検討されるべき課題であり、安易な減

税は望ましくないと考えるからであります。以上、委員長報告に賛成の立場での意見を述べさせていただきました。

○議長

ほかにありませんか。討論を終結いたします。これより陳情第5号、消費税率を5%以下への引き下げを求める陳情書を採決いたします。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。本件に対する委員長報告は不採択であります。よって原案について起立により採決をおこないます。原案を採択するのに賛成の方ご起立願います。

(起立 3名)

○議長

お座りください。起立少数です。よって、陳情第5号は不採択とすることに決しました。次に福祉教育常任委員会へ付託となりました請願第6号、「さらなる少人数学級推進と、教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める請願書」、陳情第7号、カリキュラム・オーバーロードの改善を求める働きかけの陳情について、以上2件について、福祉教育常任委員会における審査結果を福祉教育常任委員長、松澤千代子議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員会（松澤）

本定例会初日、福祉教育常任委員会に付託されました請願第6号、陳情第7号の審査結果を報告いたします。令和7年6月9日、福祉教育常任委員会室において委員全員が出席し、審査を行いました。請願第6号、「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書。請願者は、辰野町公立学校教職員組合、執行委員長、向山悌氏、紹介議員は牛丸圭也議員。請願事項は1. どの子にもゆきとどいた教育をするため、以下2点を検討し必要な教育予算を確保すること (1) さらなる少人数学級の推進 (2) 教員基礎定数算出に用いる係数の改善、2. 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元するなど拡充することです。紹介議員の趣旨説明の後、質疑討論では賛成意見として、地域の財政力によって子どもたちの教育が左右されてはならないし、地方財政の負担軽減のためにも、国の措置を求める。少人数学級にすることで、子ども一人ひとりが自分の思いを伝えやすくなる。いじめの早期発見に繋がるのではないかとこのことで、反対意見はありませんでした。採決の結果、賛成6、反対ゼロで採択すべきものと決しました。意見書提出

については、採決の結果、賛成 4、反対 2 で意見書を提出すべきものと決しました。陳情第 7 号、「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める働きかけの陳情。提出者は、辰野町公立学校教職員組合、委員長、向山悌氏。陳情の趣旨は、国の教育課程基準に基づき、学校が定めた教育課程の時数と内容が過多になっていて、子どもや教職員に過大な負担がかかっているため改善したいというものです。討論の結果、賛成意見は子どもたちにとっては詰め込む内容が多くなっている。学習指導要領の内容精選は必要なこととの意見が出されました。これに対して、継続審査を求める意見として、趣旨は理解できるが、国際的な競争力を考えると、学力が落ちるのではないかと不安、学習内容が減る分、塾へ通うことなどを考えれば経済格差が問題になる、教育の質を落とさないためにも、早期改善というよりは慎重に検討すべきとの意見が出されました。継続審査に付すべきか採決の結果、賛成 5、採択すべきとして継続審査に反対 1 となり、継続審査にすべきものと決しました。よって本定例会に、継続審査申出書の提出をいたします。以上、委員長報告といたします。

○議 長

ただいまの委員長報告に対し、請願第 6 号、「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書について質疑、討論を行います。ありませんか。

○向 山 (11 番)

請願 6 号の採決の内容についてお聞きしたいと思います。委員長報告手元にあります。採決の結果、賛成 6、反対ゼロで採択すべきものと決しました。その後ですね意見書提出については採決の結果、賛成 4、反対 2 で意見書を提出すべきものと決しました。請願を採択するという事は、意見書の提出に結びつくものであると私は理解していますが、この意見書提出について反対 2 という意見があるのであれば、こういう結果でなくて、継続審査あるいは一部採択、趣旨採択の中でこの反対 2 というものが表明されるべきではなかったかと思いますが、その辺りの事情について委員長に見解を求めます。

○福祉教育常任委員長 (松澤)

その分につきましては、何回も何回も同じ意見書を出しているわけです。毎年毎年出しているということで、もう出さなくても同じなんではないかという、そういう意見でした。

○向 山 (11 番)

わかりました。それであれば採択に反対という表決になるのではないかと思います。これは意見です。答弁は必要ありません

○議 長

ほかにありませんか。質疑、討論を終結いたします。これより請願第 6 号、「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持拡充」を求める請願書を採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、請願第 6 号は委員長報告のとおり決しました。次に日程第 5、追加提出議案の審議について、議案第 15 号、令和 7 年度辰野町一般会計補正予算 (第 2 号) を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。7 号は継続審査の提出になってますので、その議事日程にご覧いただくとわかりますが、あとで出てまいりますので、はい。それでは提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

令和 7 年度辰野町一般会計補正予算 (第 2 号) を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、地方創生臨時交付金事業で定額減税補足給付金等を追加するものであります。補正総額は 4,531 万 9,000 円の追加で、予算総額は 105 億 8,086 万 3,000 円となる補正予算であります。以下、その概要を申し上げますと、歳入につきましては国庫支出金の追加であります。歳出につきましては総務費の地方創生臨時交付金事業で、令和 6 年分の所得税が確定した結果、定額減税しきれず不足額が生じた方と、定額減税や低所得世帯向け給付金等のいずれも対象とならなかった方へ給付する定額減税補足給付金に係る費用と、町外で暮らす高校生、大学生等の経済的負担の軽減を図るため、1 万円のデジタルギフトを配布する業務委託料の追加であります。以上のとおり補正予算の概要を申し上げましたが、必要に応じて関係課長より説明いたさせますので、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○吉 澤（４番）

補正予算書 7 ページ、歳出、地方創生臨時交付金事業のデジタルギフト配布業務委託の関係です。対象として町外に暮らす高校生、大学生という説明だったかと思いますが、専門学生や短大生は含まれないのかという点が 1 点、2 点目は、議決後いつ頃からこの給付を始める予定であるのか、その 2 点質問します。

○DX・地方創生担当課長

お答えします。専門学生や予備校生そういった方々もすべて対象となります。それから時期ですが、準備ができ次第ですが遅くとも 8 月ぐらいからは受付を開始したいと思っております。以上です。

○議 長

よろしいですか。ほかにありませんか。

（議場 なし）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 15 号、令和 7 年度辰野町一般会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 15 号、令和 7 年度辰野町一般会計補正予算（第 2 号）は原案のとおり可決されました。議案第 16 号、令和 7 年度通学路緊急対策交通安全事業町道 8 号線工事請負契約についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第 16 号、令和 7 年度通学路緊急対策交通安全事業町道 8 号線工事請負契約について、提案理由を申し上げます。当工事の請負契約につきましては、令和 7 年 6 月 3 日、一般競争入札に付した結果、落札者が決定しましたので請負契約を締結するため、辰野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。契約の目的は、令和 7 年度通学路緊急対策交通安全事業町道 8 号線工事、契約の方法は一般競争入札、契約金額は 5,797 万円、契約の相手方は長野県上伊那郡辰野町大字樋口 1787 番地、松田建設株式

会社でございます。以上、提案理由を申し上げます。工事内容につきましては、建設水道課長から説明申し上げますので、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○建設水道課長

工事内容を申し上げます。町道 8 号線については、町内の通学路で危険箇所として関係者による通学路合同点検で抽出され、辰野町が策定した通学路交通安全プログラムにおいて要対策箇所に位置付けられており、この危険箇所を整備することで歩行者の安全確保を図るものでございます。本路線におきましては、令和 4 年度に測量設計を実施し、令和 5 年度から本格的に歩道の整備工事を実施しております。工事内容がありますが、施工延長 329 メートル、歩道幅員 2.5 メートル、水路工 336 メートル、舗装工車道 450 平米、歩道 701 平米、縁石工 322 メートル、車止め工 12 本でございます。工事内容につきましては以上のとおりです。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○吉 澤 (4 番)

本件は長年の懸案事項を解決する仕事で大変喜ばれているわけですが、当初は 4 年ほどで工事が終わるっていうふうにも聞いていたかと思うんですが、遅れているようです。現時点で町としていつ頃の完成を目指している、あるいは考えているのか、お答えいただければと思います。

○建設水道課長

お答えします。この事業につきましては国庫補助金を使用しての事業となりまして、国の内示率に基づいて実施をしております。令和 8 年度目途に実施をしてきているところでございますけど、引き続き 9 年、10 年ということで予定をしております。以上です。

○議 長

よろしいですか。ほかにありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 16 号、令和 7 年度通学路緊急対策交通安全事業町道 8 号線工事請負契約についてを採決いたします。お諮りいたします。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 16 号、令和 7 年度通学路緊急対策交通安全事業町道 8 号線工事請負契約については原案のとおり可決されました。議案第 17 号、財産の取得についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第 17 号、財産の取得について提案理由を申し上げます。当財産の取得につきましては、令和 7 年 5 月 20 日、随意契約に付した結果、落札者が決定しましたので財産を取得するため、辰野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。取得する財産はタブレット端末 757 台、取得の方法は随意契約、取得金額は 3,980 万 3,060 円、契約の相手方は長野県松本市大字和田 4010 番 10、キッセイコムテック株式会社でございます。以上、提案理由を申し上げます。内容につきましては、学校支援課長から説明申し上げますので、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○学校支援課長

それでは詳細についてご説明申し上げます。令和元年度、令和 2 年度におきまして調達しました小中学生の学習用 1 人 1 台タブレットでございますが、そのうちリースで導入してましたタブレットは今年度でリース切れを迎えます。またそれとは別に購入したタブレットにつきましては、5 年経過した現在では故障が多く、またスペックが低い機種であったため、動作が極端に遅く、使用する上で支障が出てきております。今回は長野県 GIGA 基金 1 人 1 台端末整備事業補助金、補助率 3 分の 2 でございますが、この補助金を活用し全タブレットの更新を行ってまいりたいと考えております。この補助金を使うためには、長野県が実施する共同調達に参加する必要があり、長野県市町村自治振興組合による業者選定により決定された事業者と随意契約にて契約を締結いたします。全国的にタブレットの更新時期を迎えており、調達が令和 7 年度に集中し入手困難になる可能性があるため、文部科学省から複数年にわたり分散して調達するようという指示があったため、令和 7 年度におきましては、町内 4 小中学校の小学 5 年、6 年生と中学生分の予備機を含めた 757 台の調達を行います。また、来年度におきまして、小学 1 年から 4 年生の分、487 台を調達する予定でございます。

以上です。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 17 号、財産の取得についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって議案第 17 号、財産の取得については現案のとおり可決されました。日程第 6、議員提出議案の審議について、はじめに発議第 1 号、「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書の提出についてを議題といたします。事務局長から議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(議案 朗読)

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより発議第 1 号、「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書の提出についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに賛成の方はご起立ください。

(起立 13名)

○議長

起立全員です。おかけください。よって、発議第 1 号は原案のとおり可決されました。次に、発議第 2 号、米不足解消・価格安定への対策強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。事務局長から議案の朗読をいたさせます

○議会事務局長

(議案 朗読)

○議長

ここで、提出者であります吉澤光雄議員より提案理由を求めます。

○吉澤(4番)

別紙意見書を辰野町議会として発議することの第1の理由は、米騒動を招いた農政への反省と、これを転換する表明が政府にないからです。米騒動の根本原因は米不足です。米の生産量は10年間で135万トンも減りました。米の民間在庫量は適正規模より30から50万トン足りなくなり、集荷競争と価格高騰を起こしました。この背景には農政の3つの失敗があると思います。第1は、米の消費が毎年減るとして、減反・減産を押し付けてきたことです。今や水田の4割が転作田です。第2は、米の生産基盤を弱体化させてきたことです。民主党政権が行った米農家への所得補償10アール当たり1万5,000円を止め、農家から1,500億円以上の所得を奪いました。米農家の所得が時給10円にまで落ちる事態を放置し、米を作っても飯が食えない状況が続き、米農家は3分の1に激減しています。第3は、減反を押しつけながら毎年77万トンもの外国産米を無関税で輸入してきたことです。輸入米の分だけ日本の美田は転作を強いられ、国内の生産基盤は縮められてきました。辰野町を見ましても農家は米農家は激減し、高齢化が進み後継者がいないという深刻な状況です。しかし、小泉農水大臣は未だに米の供給量は全体として足りているとして不足を認めず、今日の事態を招いた農政への反省の言葉もありません。米不足と消費者価格の2倍化を一部の流通業者やJAのせいにしてはいますが、一部業者の利益率が1、2%から5%に上がったことをもって、この米騒動の原因というのには無理があります。石破首相は、消費者米価の目標値を言い始めていますが、やはりこれまでの農政の誤りへの反省の言葉もこれを転換するという意思表示もありません。反省のない場当たり的な対応では、米不足は解消できないのではないのでしょうか。意見書発議の第2の理由は、令和の米騒動が今も続き解決の目途が立っていないからです。これまで備蓄米が61万トン放出されましたが、米の消費量の約1箇月分程度で、行き渡る量ではありません。町内のスーパーのお米の棚のガラガラ状態は変わらず、値段も県産コシヒカリで5キロ4,400円程度と去年の2倍水準の高止まりです。昨日の信濃毎日新聞一面に、病院食に米不足重く、換え効かない主食確保に懸命、県内医療機関経営を圧迫という特集記事が大きく載りました。この今回の米騒動の影響は家庭にとど

まらず広範囲にわたり深刻です。備蓄米はそもそも補充が必要なわけで、補充すればその分市場からお米が消えます。一時しのぎの備蓄米放流で米騒動が収まり再発が防げるとは思いません。発議提案の第3の理由は、町民の声を政治に届ける町議会としての役割を果たすべきではないかと考えるからです。私が意見書発議を思い立ったのは、農家の方から数年前から言われてきた「このままでは数年すれば皆さんは米を買えなくなりますよ。作る人がいなくなるからだ」という忠告が現実になったことを見たのと、今回の原因と米農家の深刻な状況の一端を知って、このままではもっとひどくなると思ったからです。また、スーパーの空の棚の前にして、ため息をつきながらお米を探す町民と、米を作っても生活できない、若い人がやるわけがないというリアルな状況の一端を知ったからです。町民や米農家の皆さんの思いや願いを政府に届ける必要があると考えたからです。政府の対応を見守りたいという意見がありますが、議会は政治の傍観者ではなく、町民の声や願いを政治に反映させる当事者です。見守るのではなく町民の願いを政府に届けるのが、町議会が果たすべき役割ではないでしょうか。今こそ政府に米農政の転換を求める立場で意見書にある3つの事項、すなわち、1. 米の供給量確保と消費者価格の安定に責任を持つ態度を明確にすること、2. 農家への所得補償、価格補償を充実させること、3. 消費者価格を安定させる仕組みをつくることを求めることが必要だと考えます。以上の理由により、本発議の採択を求めるものです。趣旨をご理解いただき、全議員ご賛同いただきますようお願いして、提案理由の説明を終わります。

○議 長

これより質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。続いて討論を行います。原案に反対者の発言を求めます。

○津 谷 (13 番)

私はこの発議第2号において意見書の提出に反対の立場から意見を申し上げます。現在こうしている間でも、国では米について日々大きく事態が動いております。現状の備蓄米の活用は、まさにそのとおりであります。政府は米の安定供給と価格抑制に向け、備蓄米の活用に道を開き店頭価格の引き下げに努めています。今般これ

までの取り組みに加えて、備蓄米の売り渡し方法の見直しや、これまでの売り渡しで生じた差益分を活用した流通経費などへの支援を新たに要請し、5キロで2,000円程度の備蓄米が流通し始めました。引き続き、住民が対策の効果を十分に実感できるように、適正価格での流通を促し消費者の不安に応えること、また生産性向上とセーフティネット対策により、生産者の不安に応えるなどあらゆる手立てを講じて、米の価格高騰対策に取り組むとともに、来年以降こうしたことが起こらないよう、生産者への支援を含めた抜本的な対策を講じています。さらに、今年の秋に収穫される予定の作付けも、昨年と比べると40万トン増えているということで、来年以降にどのような政策を行っていくかということに関しては、消費者の視点と生産者の視点と両方が共存でき持続可能になることの取り組み、現在政府が主導のもと新たなベクトルを今指し示しながら関係閣僚も現在動いているところであります。つまり、持続可能な消費者の方々も、生産者の方々も納得できるような形を作り上げていく中で、今、早急にこの時点で何かを定めるということではなく、このような持続可能性を追求することを、今後の重点政策の課題の中に既にこの意見書の内容は問題意識として持っているわけであります。したがって、今、私たちがすべきは政府の動きを注視しつつも静観をして、意見書を出すことではなく可及的速やかな物価高騰から町民の生活を守るために、実効性のある支援を求めるところこそが最優先とすべきであると思います。以上の理由から、この意見書の提出に反対をいたします。

○議長

次に、原案に賛成者の発言を求めます。ありませんか。

○向山（11番）

意見書に賛成し、議員の皆さんに賛同していただきたいとの思いで討論に参加します。まず、この意見書を提出するに至った経過を述べさせていただきます。この意見書について議員の皆さんから同意をいただいて、総務産業常任委員会の発議として、総務産業常任委員会で審議いただきました。細部の紹介は省きますが多くの皆さんからは、おおむね趣旨に賛同していただけたものと思っています。意見書の当初の案について一部賛同しにくいという意見もあり、採決の結果、総務産業常任委員会としての提出には至りませんでした。そののち委員会での審議を踏まえて、より多くの議員の皆さんに賛同していただけるように内容を見直したものが、今回の意見書案であります。そこで少し、現在の状況について私の思いを述べたいと思い

ます。まず、令和の米騒動と言われるような状況に至った経過を振り返ってみたいと思います。今日の米不足の直接の原因となったのは、異常気象がもたらした結果、一昨年 2023 年の作柄です。作況指数は 101 で昨年並み。しかし、1 等米の比率が 59.6%、平年の 75%よりも 15%低く、その分が市場に出回らなくなった。日本一の米どころ新潟では何とわずか 4.9%に過ぎなかったということでもあります。新潟だけで 30 万トンの主食用の米が市場に出ていかなかったのであります。本来ならば、米の需要の回復やインバウンドの需要の増などで、国は需給見通しを増やさなければならなかったところを下げてしまったのは昨年であります。今回の米不足はインバウンド需要とか、米不足報道による買いだめや南海トラフ地震への備蓄需要などが引き金になったと言われていています。しかし、これらの要因は、国内需要の総量からすればわずかなものであり、米不足の根本的な要因は、国が続けてきた減反政策にあります。1971 年から始まった減反政策によって、水田は 4 割を減反し米の生産量はピーク時の 1,447 万トンが半分になりました。こういう状況によって、わずかな変動でもそれに耐えられない状況を招き、米不足を招く状態となりました。言うまでもなく米は日本の主食です。栄養バランスも優れています。優れている主食である米は、国が責任を持って守るべきです。一度、戦乱が起きれば、例えばウクライナ紛争によって小麦の輸入や木材の輸入が脅かされ、国内の供給に大きな影響が起きたのはつい最近のことです。国民の食料を守ることは安全保障の第一歩です。食料自給率を高めること、とりわけ主食である米の国内生産における確保をきちんと行うことは、国の政策の最重要課題の 1 つであるはずですが、現状はどうでしょうか。水田を減らしその結果、廃業時の米農家のうち 2024 年は 70 歳以上が 6 割超、60 代を含めると約 8 割を占めているという高齢化になっています。米農家を継がせる気がないという声も多く聞かれます。生産農家をどうやって支え、生産を維持させていくのか。消費者が安心して安定的に適正価格で安全な米を買うことができるようにしていくのが、まさに国がきちんと方針を定めて舵を取らなければならないことです。今、行われている備蓄米の放出はどのように映るでしょうか。農水大臣がジャブジャブにしていく、なりふり構わずやる、そして不足すれば輸入すれば良いと考えているかのようでもあります。備蓄米を一気に全部放出して、ただでさえ不足する見通しの米をどのように備蓄していくのでしょうか。穀物の輸入につき物の輸送の間のカビ防止や病中対策などのための薬剤散布、ポストハーベストの問題、そして何より

生産者をどのように確保していくのか、生産者に目を向けた制度設計をどのようにするのか、国の場当たりの対応には今後の見通し、光が見えません。JA 農協についても一言触れておかなければなりません。米の流通の需要化によって、農協の果たす位置付けは変わってきたと言えます。事実、全農の米集荷率は年々低下し、約 54%、昨年 1 年だけでも 1 割も減ったと言われていています。しかし、国の主食を変え支え適正に備蓄できる期間が我が国にはありません。農協改革が言われていますが、一方で、今日ほど基本的な部分において、農協に求められている役割は重要さを増していると考えます。今、打っているとか、打とうとしているといっても、この間の何十年もの農政に対する失策を見ると安心するわけにはいきません。これからの米農政の改革における基本的で国民の切実な思いをまとめたものが、今回の意見書です。国民、町民の米に対する思いを込めた意見書を、当議会において採択されることを訴えて私の意見とします。

○議 長

ほかに討論はありませんか。

(議場 なし)

○議 長

討論を終結します。発議第 2 号、米不足解消・価格安定への対策強化を求める意見書の提出についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに賛成の方はご起立願います

(起立 3 名)

○議 長

起立少数であります。よって発議第 2 号は否決されました。日程第 7、陳情第 7 号の継続審査についてを議題といたします。福祉教育常任委員長から、陳情第 7 号、「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める働きかけの陳情について、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。ここで質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。次に討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

討論を終結します。お諮りいたします。辰野町議会会議規則第 72 条の規定により、福祉教育常任委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続審査を認めたいと思いますがご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって陳情第 7 号は委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査を認めることに決しました。日程第 8、議会閉会中の委員会の継続審査についてを議題といたします。総務産業常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から別紙のとおり、閉会中の継続審査申出書が提出されました。お諮りいたします。辰野町議会会議規則第 72 条の規程により、各委員長申し出のとおり、議会閉会中の継続審査を認めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、議会閉会中も各委員会の継続審査を認めることに決しました。日程第 9、議員派遣についてを議題といたします。お諮りいたします。法第 100 条第 13 項及び辰野町議会会議規則第 124 条の規定により、お手元に配布しましたとおり議員派遣することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することに決しました。以上で、本定例会の日程はすべて終了いたしました。ここで、町長から挨拶を受けます。

○町 長

5 月 26 日に開会いたしました第 5 回辰野町議会定例会に、ご提案申し上げました 20 議案うち 6 件の報告、また本日追加提案しました 3 議案すべてを原案どおり承認、可決、同意いただき感謝申し上げます。今議会一般質問では、物価高騰をはじめ、防災、農林業、道路、行政サービス、少子化、教育等多岐にわたる分野で様々なご意見やご提言をいただきました。今後の対策と行政運営に活かしてまいります。さて第 77 回信州辰野ほたる祭りは盛会のうちに昨日閉幕することができました。14 日、土曜日

には、ピッカリ踊りが行われ、雨の中ではありましたが議員の皆様にご参加いただき、最終 19 組の連による 3 つの踊りは華やかに踊られて、お祭りのムードも最高潮に達したと感じたところでもあります。童謡公園のホタルの発生数は徐々に伸び、昨晚は女優の東ちづるさんをご案内いたしましたところ、雨上がりの雲の切れ間にのぞく星空と高く舞い上がったホタルの光がとても美しく、幻想的で辰野町に来なければ見ることができない特別な景色と、お褒めの言葉をいただきました。案内したこちらの方が感動した次第であります。昨日は新町発足 70 周年の記念式典が、町内外から多くのお客様にご出席をいただき、厳粛なうちに盛大に行われました。議員各位におかれましてもご多忙中のところご臨席を賜り、厚く御礼を申し上げます。式典におきましてはご来賓の方々をはじめ、ご出席いただいた多くの皆様よりお祝いの言葉をいただきました。また、記念演奏では、赤羽泉美さんとマリンバ奏者のゆかりさん、そして辰野中学校吹奏楽部の皆さんの美しく、ゆったりとしたボサノバの演奏のひとつときは、記念式典の思い出として深く心に残ったところでもあります。記念式典にあたり先人の築き上げてきた 70 年間の歴史に感謝し、80 年、そして 100 年先の将来に向けたまちづくりへ決意を新たにしたところでもあります。心豊かに暮らせる安心なより良いまちになることを目指して、職員と一丸になって各事業に取り組んでいく所存であります。議員各位におかれましてはそれぞれのお立場で引き続きご支援、ご協力いただくことをお願い申し上げ、閉会にあたりましての挨拶といたします。どうもありがとうございました。

○議 長

以上で、本日の会議を閉じます。これをもちまして、5 月 26 日に開会いたしました令和 7 年第 5 回辰野町議会定例会を閉会といたします。22 日間の長丁場大変お疲れさまでした。

10. 閉会の時期

6 月 16 日 午前 11 時 15 分 閉会

この議事録は、議会事務局長 菅沼由紀、庶務係長 原梢の記録したものであって、内容が正確であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 3 番

署名議員 4 番